

事務連絡
令和8年1月30日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
---	----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和8年3月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 139 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 86 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 2,562 点

(2) 4 分の 3 冠

3,201 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 574 点

b 複雑なもの 1,062 点

ロ 5 分の 4 冠 1,337 点

ハ 全部金属冠 1,682 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 391 点

b 複雑なもの 778 点

ロ 4 分の 3 冠 961 点

ハ 5 分の 4 冠 961 点

ニ 全部金属冠 1,204 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	36 点
b	複雑なもの	62 点
ロ	5 分の 4 冠	80 点
ハ	全部金属冠	99 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	57 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	57 点
ニ	全部金属冠	72 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	961 点
(2)	小臼歯	961 点
(3)	大臼歯	1,337 点
2	銀合金	
(1)	前歯	57 点
(2)	小臼歯	57 点
(3)	大臼歯	80 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	574 点
ロ	小臼歯・前歯	391 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	36 点
ロ	小臼歯・前歯	22 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,500 点
2	銀合金を用いた場合	159 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,936 点

ロ 小臼歯 1,459 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 76 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 1,164 点

ロ 小臼歯 1,459 点

ハ 大臼歯 1,936 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 97 点

ロ 小臼歯 97 点

ハ 大臼歯 97 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から 4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から 8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から 11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から 14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
3	3次元プリント有床義歯	
(1)	3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき）	6 点
(2)	3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき）	203 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	3,055 点
ロ	犬歯・小白歯	2,486 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大臼歯	2,486 点
ロ	犬歯・小白歯	1,909 点
ハ	前歯（切歯）	1,470 点
2	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	1,548 点
ロ	犬歯・小白歯	1,211 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大臼歯	1,063 点
ロ	犬歯・小白歯	924 点
ハ	前歯（切歯）	857 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,438 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	1,111 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	429 点
(2)	犬歯・小白歯	462 点
(3)	大臼歯	531 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大臼歯	30 点

M021-3 磁性アタッチメント（１個につき）

1 磁石構造体 777 点

2 キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（１歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,062 点

ロ 小臼歯・前歯 778 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 62 点

ロ 小臼歯・前歯 46 点

（キーパー）

1 個につき 233 点

M023 バー（１個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 2,482 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>139 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>86 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,562 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>3,201 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>574 点</u> b 複雑なもの <u>1,062 点</u>	(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>110 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>68 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,129 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>2,660 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>457 点</u> b 複雑なもの <u>845 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>1,337 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>1,063 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,682 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,338 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>391 点</u>	a 単純なもの	<u>311 点</u>
b 複雑なもの	<u>778 点</u>	b 複雑なもの	<u>619 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>961 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>764 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>961 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>764 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>1,204 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>958 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>36 点</u>	a 単純なもの	<u>29 点</u>
b 複雑なもの	<u>62 点</u>	b 複雑なもの	<u>50 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>80 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>65 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>99 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>80 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>22 点</u>	a 単純なもの	<u>18 点</u>
b 複雑なもの	<u>46 点</u>	b 複雑なもの	<u>37 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯冠を除く。）	<u>57 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯冠を除く。）	<u>46 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯冠を除く。）	<u>57 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯冠を除く。）	<u>46 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>72 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>59 点</u>
M010-2 （略）		M010-2 （略）	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	<u>961 点</u>	(1) 前歯	<u>764 点</u>
(2) 小臼歯	<u>961 点</u>	(2) 小臼歯	<u>764 点</u>
(3) 大臼歯	<u>1,337 点</u>	(3) 大臼歯	<u>1,063 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>57 点</u>	(1) 前歯	<u>46 点</u>
(2) 小臼歯	<u>57 点</u>	(2) 小臼歯	<u>46 点</u>
(3) 大臼歯	<u>80 点</u>	(3) 大臼歯	<u>65 点</u>
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>574 点</u>	イ 大臼歯	<u>457 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>391 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>311 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>36 点</u>	イ 大臼歯	<u>29 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>22 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>18 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,500 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,193 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>159 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>129 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,936 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,541 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,459 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>76 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>63 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>1,164 点</u>	イ 前歯	<u>926 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,459 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,936 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,541 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ	前歯	イ	前歯
	<u>97 点</u>		<u>80 点</u>
ロ	小臼歯	ロ	小臼歯
	<u>97 点</u>		<u>80 点</u>
ハ	大臼歯	ハ	大臼歯
	<u>97 点</u>		<u>80 点</u>
M017-2 (略)		M017-2 (略)	
M018 (略)		M018 (略)	
M019 (略)		M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1	14 カラット金合金	1	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>3,055 点</u>		<u>2,493 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>2,486 点</u>		<u>2,028 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>2,486 点</u>		<u>2,028 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>1,909 点</u>		<u>1,557 点</u>
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>1,470 点</u>		<u>1,199 点</u>
2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,548 点</u>		<u>1,232 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>1,211 点</u>		<u>963 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>1,063 点</u>		<u>846 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>924 点</u>		<u>735 点</u>
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>857 点</u>		<u>682 点</u>
3	(略)	3	(略)
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1	(略)	1	(略)
2	14 カラット金合金	2	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
	<u>1,438 点</u>		<u>1,175 点</u>

(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>1,111 点</u>	(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>908 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）		M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>429 点</u>	(1) 前歯	<u>341 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>462 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>368 点</u>
(3) 大臼歯	<u>531 点</u>	(3) 大臼歯	<u>423 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）		M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料（1 歯につき））		(根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,062 点</u>	イ 大臼歯	<u>845 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>778 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>619 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>62 点</u>	イ 大臼歯	<u>50 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>46 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>37 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー（1 個につき）		M023 バー（1 個につき）	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	<u>2,482 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	<u>1,975 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	